厚労省「第2回 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」 関係団体や当事者からのヒアリングを実施 2016/2/25

2月25日に開かれた第2回これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会(座長:樋口輝彦・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター総長)では、精神科医療関係団体や患者団体からヒアリングを行った。

公益社団法人日本精神科病院協会理事の 櫻木章司氏は精神病床の現状として、新規入 院患者のうち約7割が3カ月未満、また約9



割は1年未満で退院している状況を紹介。退院患者について3カ月未満を急性期、1年未満を回復期と考えることができ、精神病床においても機能分化を行うことで、それぞれに最適な密度の医療が提供され早期退院が促進されると提案した。また、そのためには人員配置基準などを診療報酬上で評価する必要があると述べた。さらに、入院中の精神疾患患者が身体合併症の治療を要するときの問題点の1つとして、精神科病院内での治療と他科受診のどちらにおいても、診療報酬上で加算の制限や減算があることを指摘した。

同協会理事の中島公博氏は医療保護入院について、本人以外に同意できる者とされる「家族等」の範囲が広すぎることで、患者個人の尊厳を侵害する同意がなされる可能性を挙げ、 患者と生計を共にしない者については、指定医の判断により同意できる者から除外することを認めるべきと述べた。他の関係団体や患者団体の代表からも、医療保護入院の同意者 「家族等」については問題があるという意見が相次いだ。

精神保健福祉事業団体連絡会代表の伊澤雄一構成員は、2014年の精神保健福祉法改正で 義務化された「医療保護入院者退院支援委員会」開催の形骸化や、「退院後生活環境相談員」 の配置状況に地域や施設間で格差があることを指摘。現状は法改正で目指した形になって いないと述べ、実態把握や検証を進めることを求めた。

その他関係団体から共通して挙がった意見として、「精神科だけの特別な事情や対応を廃して一般医療との整合性を図ること」「家族以外の外部支援者が面会し、入院中の処遇や退院意思について代弁できる体制の確保」「自己負担で月額数万円に及ぶケースもある入院中のタオルやパジャマ、小遣い銭管理料などを、公費負担とすること」などがあった。

今後は論点を分けた 2 つの分科会での議論で整理を行い、その後再び検討会での議論に入ることとなる。分科会の開催は、「医療保護入院等のあり方分科会(仮称)」が 3 月 11 日、「新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会(仮称)」が 3 月 29 日の予定。